

みゆきクリニック 通所リハビリテーション
 介護予防通所リハビリテーション
 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人みゆき会
所在地	〒899-3101 鹿児島県日置市日吉町日置390-1 TEL (099) 246-8707 FAX (099) 246-8701 ホームページ http://www.miyuki-clinic.net
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 坪内 みゆき
設立年月日	平成20年4月1日
介護保険関連事業	訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所 小規模多機能ホーム ひおきの丘 グループホーム ひおきの里 デイサービス 「ひおきの家」

2. 事業所の概要

事業所名称	みゆきクリニック 通所リハビリテーション
介護保険指定番号	鹿児島県指定 第4611610496号
所在地	〒899-3101 鹿児島県日置市日吉町日置390-1 TEL (099) 201-7550 FAX (099) 246-8701
開設年月日	平成20年4月1日
管理者名	医師 坪内 みゆき
サービスを提供する地域	日置市、鹿児島市の一部（旧松元町）

3. 事業所の設備概要

建物の構造	鉄構造スレート葺平屋建
延べ床面積	機能訓練室及び食堂 139.32 m ² 浴室 2025 m ² 脱衣室 1215 m ² トイレ5カ所（男女別 3カ所 身障者用2カ所）
利用定員	33名

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて、ご利用者に対し適正なりハビリテーション事業を提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における機能訓練、理学療法、作業療法等その他必要なリハビリテーションならびに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指します。 2. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。 3. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

5. 事業所の職員体制（職員の職種、員数及び職務内容、勤務体制）

従業者の職種	員数	職務内容・勤務の体制
管理者 (又は管理者代行)	1名	職員の指揮監督、業務の統括
医師	1名以上	管理者と兼務、利用者の医学的対応等 昼勤（午前8時15分～午後6時）
理学療法士又は作業療法士若しくは経験看護師（1年以上）	1名以上	利用者の機能訓練の実施及び介護職員への指導等 昼勤（午前8時～午後5時）
看護師若しくは介護職員	3名以上	看護師：利用者の看護および医師の指示による医療行為等 介護職員：利用者の介護、レクリエーション及び機能訓練等 昼勤（午前8時～午後5時）
事務職員	1名以上	事業所の経理の事務等 昼勤（午前8時15分～午後5時15分）

6. 営業日及び営業時間と定休日

営業日 営業時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後16時30分
定休日	原則として、日曜、祝日 8月14日～15日、12月30日～1月3日は休業とします。

7. 提供するサービス内容及び定員

(1) 事業内容はケアプランに従ったサービス内容（心身機能の維持回復を図り、日常生活に資するための機能訓練等）とします。

- ①指定通所リハビリテーション
- ②通所リハビリテーション計画の立案
- ③食事の提供
- ④入浴
- ⑤送迎
- ⑥その他利用者に対する便宜の提供

(2) 当施設の利用者の定員は、33名とします。

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とします。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収します。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用：介護保険適用外の分

- ・食事代（おやつ費含む） 610円/食
- ・おやつ 110円/回
- ・朝食おにぎり 160円/個
- ・お預かりサービス 210円/回
- ・洗濯サービス 160円（1回）

ご利用中に汚れた衣類やご自宅での洗濯ができずに着替えの衣類が無い場合などお困りの時にご本人、ご家族の希望により洗濯を行います。

(4) その他、通所リハビリテーション利用において個人が準備すべきものや個人の希望による日常生活上のサービスについては実費徴収となります。

*税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には当該改正法施行日以降に

上記料金の見直しを行う場合があります。

(5) 償還払い

利用者が、介護保険の認定申請前にやむを得ず介護サービスを利用した場合、介護保険のサービス計画を作成せず介護サービスを利用した場合、介護保険居宅サービス計画に記載されていない介護サービスを利用した場合、介護保険料の滞納により、償還払いの措置を受けている場合は、償還払いの対象となり、いったん利用料を全額自己負担しなければなりません。その際、サービス提供証明書を発行いたします。

○通常規模型通所リハビリテーション料金<利用者負担額> (1回につき)

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円

	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	715円	762円
要介護2	850円	903円
要介護3	981円	1,046円
要介護4	1,137円	1,215円
要介護5	1,290円	1,379円

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		18円 (1回につき)
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12円
	4時間以上5時間未満	16円
	5時間以上6時間未満	20円
	6時間以上7時間未満	24円
	7時間以上	28円
リハビリテーションマネジメント加算 イ	計画の同意を得た月から6ヶ月以内	560円 (月1回算定)
	計画の同意を得た月から6ヶ月超	240円 (月1回算定)
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	計画の同意を得た月から6ヶ月以内	593円 (月1回算定)
	計画の同意を得た月から6ヶ月超	273円 (月1回算定)

リハマネジメント加算	事業所の医師が利用者へ説明し同意を得た場合	270 円 (月 1 回算定)
------------	-----------------------	-----------------

短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院・退所後又は認定日から 3 ヶ月以内)		110 円 (1 日につき)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I (退院・退所又は通所開始日から起算して 3 ヶ月以内)		240 円 (1 回につき)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II (退院・退所又は通所開始日から起算して 3 ヶ月以内)		1,920 円 (月に 1 回)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始から 6 ヶ月以内	1,250 円 (月に 1 回)
口腔機能向上加算 (I)		150 円 (1 月につき)
若年性認知症利用者受入加算		60 円 (1 日につき)
入浴介助加算 (I)		40 円 (1 回につき)
入浴介助加算 (II) ※入浴計画が必要		60 円 (1 回につき)
重度療養管理加算 (要介護 3 又は 4 又は要介護 5 である者に限る)		100 円 (1 日につき)
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数×8.6%
退院時共同指導加算		600 円 (退院時 1 回を限度)
科学的介護推進体制加算		40 円 (1 月につき)
送迎減算 (利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合)		-47 円 (片道につき)
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)		5 円 (6 ヶ月に 1 回限度)

○介護予防通所リハビリテーション料金<利用者負担額> (1月につき)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72円(1月につき)
	要支援2	144円(1月につき)
口腔機能向上加算(Ⅰ)		150円(1月につき)
若年性認知症利用者受入加算		240円(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算		40円(1月につき)
栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5円(6ヶ月に1回限度)
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始月から6か月以内)		562円(1月につき)
退院時共同指導加算		600円(退院時1回を限度)

< 共通事項 >

- ・利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、左記料金表によって、利用者の要支援・要介護状態に応じた金額となります。
- ・提供する食事代については、サービスの提供一回あたり610円となります。
- ※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅱは、介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に算定されます。
- ・口腔機能向上加算は、医師、看護師等が共同して利用者ごとの口腔機能改善のための計画を作成する等、口腔機能向上のための取組を実施した場合に算定されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算は、一般の利用者とは別に、利用者ごとに担当者を定め、若年性認知症の要介護者を対象とした特別のサービス提供を実施した場合に算定されます。
- ・介護職員等改善加算Ⅰは技能・経験のある勤続年数の長い介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。介護職員の賃金改善、職員の資質向上の支援等により介護職員の雇用の安定を目的として加算します。事業者が利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合に算定されます。
- ・栄養スクリーニング加算は通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの利用開始時及び利用中の6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態にかかる情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）を介護支援専門員を通じて文書で共有した場合に算定します。

< 通所リハビリテーション個別事項 >

- ・入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者様の観察を含む介助を行う場合に算定されます。入浴介助加算（Ⅱ）は利用者様が自身でまたは家族もしくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的に理学療法士等が居宅へ訪問し、浴室における利用者様の動作および浴室環境を評価し、利用者様の身体状況や浴室環境に合わせて動作の指導や福祉用具の活用等を検討し、自身や家族または訪問介護員等の介助によって入浴ができるように個別の入浴計画を立て、その計画の基づき、個室や浴室環境に近い環境にて入浴介助を行うものである。
- ・リハビリテーションマネジメント加算は、心身機能・活動及び参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理する事によって、質の高いリハビリテーションの提供を目指すものです。利用者ごとのリハビリ計画に従い医師の指示を受けた理学療法士等が、機能向上や活動・参加のための取組等を実施した場合に算定されます。また、利用者の居宅を訪問し従業者又は家

族に専門的な見地から介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。

リハビリテーションマネジメント加算イは、リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。また、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、通所リハビリテーションを開始した日から起算して1ヶ月以内に、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。

リハビリテーション会議（医師、リハビリスタッフ、その他の職種が参加）を定期的に開催しリハビリに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を共有し、リハビリテーション計画の作成・見直しを行い会議の内容を記録します。

リハビリテーションマネジメント加算ロはリハビリテーション計画等の内容説明を医師が行えない場合に、理学療法士等が医師の代わりに説明を行います。

リハビリテーションマネジメント加算は、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を共有し、リハビリテーション計画の作成・見直しを行いリハビリテーション計画等の内容を医師が説明します。

リハビリテーションマネジメント加算は、通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（LIFE）を用いて厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて活用します。

- 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、退院（退所）日又は要介護認定日から3ヶ月以内に1日当たり40分以上（概ね週2回以上）、利用者に対して基本的及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するために集中的なりハビリテーションを行った場合に算定されます。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を終了した医師によって、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、生活機能の改善を目的として、リハビリテーションマネジメントにおいて作成したりハビリテーション実施計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定されます。
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為（個人の活動として行う起居、歩行、排泄、入浴、調理、買物、趣味活動などの行為）の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合に算定されます。
- 重度療養管理加算は、サービス提供時間が1時間以上2時間未満の利用者以外で要介護3又は4又は5であって厚生労働大臣が定める状態にある利用者（ストーマ処置を

実施している状態、胃瘻等の経腸栄養が行われている状態、褥瘡に対する治療を実施している状態等その他) に対して、計画的な医学管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に算定されます。

- リハビリテーション提供体制加算は 3 時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合に、利用者の数が 25 名又はその端数を増すごとに理学療法士等が 1 人以上配置されている場合に算定されます。
- 科学的介護推進体制加算は事業所の利用者様に関するデータを厚生労働省が実施する LIFE へ提出し、データの分析結果のフィードバックを受け、その結果を活用して質の高いリハビリテーションの提供を行うものです。

<介護予防通所リハビリテーション個別事項>

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算は生活行為（個人の活動として行う起居、歩行、排泄、入浴、調理、買物、趣味活動などの行為）の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの計画で定めた介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に介護予防通所リハビリテーションの提供を終了する前 1 月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告する場合に算定されます。
- 科学的介護推進体制加算は事業所の利用者様に関するデータを厚生労働省が実施する LIFE へ提出し、データの分析結果のフィードバックを受け、その結果を活用して質の高いリハビリテーションの提供を行うものです。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ

① サービス提供の依頼・ご相談

ご来訪、お電話いずれかでご相談ください。但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には担当ケアマネージャーにご相談ください。

② 重要事項の説明・サービス提供の契約・利用者の状態を把握

ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。ご契約者、ご家族と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもとご契約者の状態把握、ご希望をお聞きします。

③ 通所リハビリサービス計画書又は介護予防通所リハビリテーション個別援助計画書の作成同意と交付

居宅サービス計画のもと、通所リハビリサービス計画書又は介護予防通所リハビリテーション個別援助計画書を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。

④ 通所リハビリサービス計画書又は介護予防通所リハビリテーション個別援助計画書ののっとりサービスの提供をいたします。

(2) ご利用にあたって

① 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用者様の介護保険証を確認させていただきます。

10. 支払い方法

利用料金は月まとめとし、毎月15日以降に前月分の請求書をお渡しいたしますので、当月末までに、現金または口座振替（K-N-E-T）でお支払いください。お支払いにより領収書を発行します。

11. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価は実施しておりません。

13. サービス内容に関する相談・苦情窓口

① 当事業所お客様相談・苦情窓口

当事業所の通所リハビリテーションに関する相談・苦情を承ります。

相談方法：電話、面接（当事業所 相談室）

電 話 （099）201-7550（午前8時30分～午後5時まで）

② 行政機関その他苦情受付機構

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

日置市市役所 本庁 福祉課	住 所	日置市伊集院町郡1丁目100番地
	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	電話番号	099-248-9416
東市来支所 地域振興課 福祉係	住 所	日置市東市来町長里87番地1
	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	電話番号	099-274-2113
日吉支所 地域振興課 福祉係	住 所	日置市日吉町日置377番地1
	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	電話番号	099-292-2113
吹上支所 地域振興課 福祉係	住 所	日置市吹上町中原2847番地
	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	電話番号	099-296-2113
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	住 所	鹿児島市鴨池新町7-4
	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	電話番号	099-213-5122

14. 秘密保持（契約書第13条）

職員は、業務上知り得たご利用者様又はご家族様の秘密保持を厳守します。

また、従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者様又はご家族様の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

15. 個人情報の保護（契約書第14条）

ご利用者様の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドンスに基づき個人情報の保護に努めます。個人情報の取扱いに関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応いたします。

16. 緊急時の対応方法（契約書第15条）

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、御家族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

17. 記録の作成と整備・保管

- (1) 当事業所は、利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、機能訓練等の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリサービス計画書、介護予防通所リハビリテーション個別援助計画書を作成します。既に利用者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿ってサービス提供に係る計画（以

下「個別援助計画」という。)を作成するものとし、その内容について、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で決定し交付します。また、ケアプランが作成されていない場合でも、サービス計画の作成を行います。その場合に、当事業所は利用者に対して、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターを紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとし、

(2) 利用者に係るケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じてサービス計画の変更の必要性を調査し、その結果、個別援助計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別援助計画を変更するものとし、また、個別援助計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとし、

(3) 当事業所では、ご利用者様に対する通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存いたします。

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画書
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係わる記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

18. 損害賠償 (契約書第16条)

当事業所は、ご利用者様に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、介護者、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名: あいおいニッセイ同和損保
- ・ 保険の内容
介護保険・社会福祉事業者総合保障

19. 非常災害対策

非常災害対策に関しては、事業所で定める災害計画によるものとし、非常災害に備えるため毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

20. 契約の解約・終了（契約書第21条）

- (1) ご契約者は、本契約の有効期間中、事業所に対して文書で通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。
- (2) 事業所はご契約者又はその家族等が、事業所又はその従業者及び利用者に対し、本契約を継続し難い程の背信行為や故意に法律違反その他著しく常識を逸脱する行為を為す等の、やむを得ない理由がある場合は、ご契約者に対して理由を提示した文書で通知することにより、この契約を解約することができることとします。

21. サービス利用の中止、変更（契約書第9条）

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所リハビリテーションのサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日（日曜・祝日・盆休・正月を除く月～土曜日午後5時）までに事業者申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の事情によりご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に掲示して協議します。

22. 施設の利用に当たっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない

- (1) 健康に異常がある場合には、その旨申出ること
- (2) 機能訓練室を利用する際には、医師、看護、介護、リハビリスタッフの指示を受けること
- (3) 浴室を利用する際には、医師、看護、介護スタッフの指示を受けること

23. 重要事項説明書の変更

契約の際に説明・交付された重要事項説明内容に変更が生じた場合は、利用者にもその変更内容を文書で通知し利用者へ説明し、同意を得て交付いたします。

◎関係事業所等との連携に必要な情報の開示について

みゆきクリニックを利用するにあたり、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を第三者に漏洩しません。但し必要があるときは、介護保険サービス利用のため、又は適切な在宅療養のために市町村、地域包括支援センターその他の介護保険事業者、医療機関に開示することがあります。